

関西学院大学 研究成果報告

2025年 4月27日

関西学院 院長殿

所属：司法研究科

職名：教授

氏名：中村悠人

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☐ 関西学院留学 長期（滞在国： ） ☒ 関西学院留学 短期（滞在国：ドイツ連邦共和国） ☐ 宣教師研究期間 ☐ 関西学院外留学（滞在国： ）
研究課題	日独の刑罰論から見た犯罪体系の比較
研究実施場所	ドイツ、アウクスブルク大学（Universität Augsburg）
研究期間	2024年 9月 5日 ～ 2025年 3月 15日（ 6ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本在外研究（2024年9月6日～2025年3月15日）における研究成果は以下の通りである。 なお、出国は2024年9月5日であり、到着も同日であるが、アウクスブルクに到着したのは夜であり、実際には翌日6日から研究等を開始した。 1. 研究調査 （1）図書館での研究調査 主にはアウクスブルク（Augsburg）大学の専門図書館にて資料収集を行った。資料の主な対象は刑罰論に関する資料および処分（改善・保安処分）に関する資料、犯罪体系に関する資料である。 バイエルン州にある資料については、取り寄せてのコピー・スキャン等ができるが、それ以外の資料については、コンスタンツ（Konstanz）大学、フライブルク（Freiburg i.B.）大学での資料収集も行った。 ドイツでは刑罰と処分の二元主義を採用しているが、同様に二元主義を採用しているスイス（Schweiz）およびオーストリー（Österreich）でも資料収集を行った。スイスについては2025年3月6日にバーゼル（Basel）大学の図書館にて資料収集を行い、オーストリーについては2025年3月9日にインスブルック（Innsbruck）大学の図書館にて資料収集
--

を実施した。

（２）研究者との議論

アウクスブルク大学の刑事法の教員との議論は恒常的に行っていた。それに加えて、2025年2月13日にデュッセルドルフ（Düsseldorf）にてMichael Pawlik教授（Uni. Freiburg）との研究会を実施した（日本からの参加者は私以外では、川口浩一明治大学教授、玄守道龍谷大学教授、松宮孝明立命館大学教授である。）。また、2025年2月17日にアウクスブルク大学にてArnd Koch教授（Uni. Augsburg）との研究会、翌18日にもJohannes Kaspar教授（Uni. Augsburg）との研究会を行った（両日とも川口教授、松宮教授と共に）。そして、2025年3月6日にスイス・バーゼル大学を訪問し、Kurt Seelmann教授（Uni. Basel, Schweiz）およびWolfgang Wohlers教授（Uni. Basel, Schweiz）と議論を行った。

（３）授業への参加、施設調査

アウクスブルク大学には刑事法の教員が4名いるが、それぞれの教員が開講している授業に参加をした。すなわち、Michael Kubiciel教授の講義（Grundkurs Strafrecht III）に出席し、ドイツにおける、主に社会的法益に対する罪の現況を学んだ。ドイツは日本よりも犯罪類型が細かく規定されているため、解釈の参考になる文言が多く、その点では緩やか・大まかな規定の日本刑法と異なる点も多い。しかし、基本思想で通ずる点も多く、参考になるものであった。

また、Johannes Kaspar教授の講義（Strafrechtliche Sanktionen, Jugendstrafrecht und Strafvollzug）に出席し、ドイツにおける刑罰・処分・行刑の議論、現状、問題点を学んだ。私の研究領域と大きく重なるものであったため、既知の情報も多かったが、新規の情報もあり、非常に参考になった。ドイツでの基本的情報の確認と一般的に理解されている内容を改めて整理することができた。また、Kaspar教授の講義の一環で、2025年2月18日にギュンツブルク（Günzburg）にある刑事司法に関わる治療施設（Klinik für Forensische Psychiatrie und Psychotherapie des Bezirkskrankenhauses Günzburg）にて現地調査も行った。日本の治療施設より開放的な部分があり、非常に参考になった。

そして、Arnd Koch教授の講義（Nati（Nationalsozialistisches Strafrecht und die Aufarbeitung von NS-Unrecht nach 1945）に参加し、ナチス期の刑法を特徴づけるもの、その後のナチス刑法に対する対応について、総合的に学んだ。いわゆるナチス刑法といわれるものも実際にはそれ以前の議論を経て実施されているものもあり、ナチス刑法とは何かを答えることが非常に難しい問題であることを改めて実感するものであった。なお、2024年12月14日に、Koch教授の講義との関連で、ダッハウ（Dachau）にあった強制収容所（Konzentrationslager）の記念碑・慰霊碑施設（KZ-Gedenkstätte Dachau）の見学を行った。かつて訪れたときよりも展示・掲載の資料も増えており、法的強制の濫用の実態をまざまざと見せつけられるものであった。

さらに、Peter Kasiske教授の講義（Rechtsphilosophie II）に参加し、刑法と法哲学の架橋領域について学んだ。私の研究領域は刑法と（法）哲学とに跨る分野としての刑罰論・責任論のため、哲学の主要な論者の理論を改めてドイツ語で学ぶことで発見も多かった。

最後に、集中講義であるが、Marks Hirte博士の講義（Ältere Strafrechtsgeschichte）にて刑事法制史について改めて学んだ。Hirte博士はローテンブルク（Rothenburg o. d. T.）にある中世刑事博物館（Mittelalterliche Kriminalmuseum）の館長でもあり、その縁で2025年2月18日に同館の見学を行った。

2. 研究報告

（１）研究大会・シンポジウム等への参加・報告

以下の研究大会、国際カンファレンス等に参加をした。

2024年9月14日にオンラインで実施された、日独中合同のフォーラム（Tagesordnung

des 2. Chinesisch-Deutsch-Japanischen Strafrechtsforums)に参加し、報告へのコメントを行った。

2024年10月25日・26日にイタリアのベルガモ（Bergamo）大学にて実施された、AIと刑事法の国際カンファレンス（Artificial Intelligence and Criminal Law）に参加し、報告を行った。私は、1日目のI Session - Panel 2: AI and Criminal Lawにて、「AI and criminal law reactions - a perspective from Japanese law」というテーマで報告をし、質疑応答を行った。

2024年11月21日・22日にアウクスブルク大学にて実施された、研究大会・シンポジウム（Tagung - Kriminalpolitik: Eine Aufgabe für die gesamte Strafrechtswissenschaft?）に参加し質問等を行った。

2024年12月6日・7日にアウクスブルク大学にて実施された、研究大会・シンポジウム（9. Unternehmensstrafrechtliche Tage）に参加、質疑等を行った。

2025年2月4日にアウクスブルク大学にて実施された研究報告会に参加した。

（２）大学内研究会、ゼミナールでの報告

2024年12月13日にKubicicel教授研究室で主催された研究報告会にて、「Der aktuelle Stand und die Probleme der japanischen Straftheorie」という題で、報告・質疑応答を行った。

2025年1月30日にKubicicel教授の授業（Grundlageseminar: Straftheorie）にて、「Die Aufgabe der Straftheorie. Aus der Perspektive des Vergleichs von Deutschland und Japan」という題で、報告・質疑応答を行った。

３．研究成果の公刊の予定

イタリア・ベルガモ大学での国際カンファレンスでの報告は、同大学が主催として出版する予定（2025年以降）であり、その出版物に寄稿している。これは、上記「AI and criminal law reactions - a perspective from Japanese law」に加筆・修正をしたものである。

また、Kubicicel教授の推薦で、ゼミナールで報告した内容を、ドイツ刑法雑誌に投稿することになった。現在、その投稿に向けてドイツ語論文を執筆中（報告内容を加筆・修正中）である。

そして、バーゼル大学のWohlers教授の論文「Die Strafe als vergeltendes Übel. Betrachtungen zum Wesen und zur Funktion der Strafe als Teilelement der kriminalpolitischen Gesamtkonzeption von Carl Stooss」を翻訳したため、これを本学の紀要等に掲載する予定である。同論文は、スイス刑法雑誌に掲載されたものであり（2024年4月号）、この号では、世界で初めてとされる刑罰と処分の二元主義体系を採用する法案を作成したカール・シュトースが特集されている。同号にはKoch教授の論文「Carl Stooss' Rezeption in Deutschland」も掲載されており、それについても翻訳・紹介、掲載を行う予定である。

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間の大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。